

特集 1

適格消費者団体による
差止請求制度の最近の利用状況

安永 祐司 Yasunaga Yuji 神戸大学大学院法学研究科 准教授
京都大学大学院法学研究科特定助教・講師、広島大学大学院人間社会科学研究科
実務法学専攻准教授を経て、2024年4月から現職。専門は民事手続法



はじめに

適格消費者団体による差止請求制度は、2006年5月の消費者契約法改正(2007年6月施行)により設けられた制度であり、2025年8月現在、制度創設から19年が経過しています。もっとも、制度の存在や意義は、必ずしも広く知られているわけではないようです。考えてみれば、私が担当する大学の授業でも、この制度を紹介する機会はなかなかないように思います。そこで、本稿では、最初に差止請求制度を概観したうえで、制度の利用状況を紹介し、その意義について検討したいと思います。

差止請求制度の概観

1 消費者契約法の制定

適格消費者団体による差止請求制度を紹介する前提として、消費者契約法の基本規定を見ておきましょう。消費者契約法は、消費者と事業者との間において情報の質・量および交渉力の格差があることに鑑みて、民法が定める一般的な契約ルールよりも消費者に有利な契約ルールを定めています。具体的には、事業者の不当な勧誘行為(不実告知や断定的判断の提供など)によって締結された契約の取消しを求めることができるルール(同法4条)、および、消費者の利益を不当に害する条項を無効とするルール(同法8条～10条)です。このような民法の特別規定を有する消費者契約法は、2000年5月に制定されたものですが(2001年4月施行。その後も若干

の改正があります)、これらの規定により、取引において所定の不利益を被った消費者は、個別的・事後的に被害からの救済を求めることができることになりました。

2 差止請求制度の創設

(1) 差止請求制度の構想①

もっとも、そのような救済は、あくまでも、消費者と事業者との間における個別交渉ないし裁判手続を通じて行われるにとどまります。そのため、事業者が他の消費者に対する関係において、なお同種の不当な勧誘行為を行ったり、不当な契約条項を用いたりするなど、新たな消費者被害が発生する可能性が残ります。救済を求めるためには、一般に時間的・金銭的成本もかかりますから、泣き寝入りをしてしまう人もいるでしょう。そこで、そのような消費者被害が発生・拡大することを予防するために、事業者に対して、不当な勧誘行為や契約条項の使用を差し止めるよう求めることができれば、より合理的と考えられます。その方法として考案されたのが、適格消費者団体に差止請求権を付与する(同法12条)という差止請求制度です。この制度は、冒頭で説明したように、2006年5月の消費者契約法改正により(消費者契約法の制定から6年を経て)設けられました。

(2) 立案過程における議論①

差止請求制度の立案過程における議論を見れば、この制度についてより具体的なイメージが湧くと思いますので、以下で紹介します*1。

まず、消費者団体において、事業者に対して不

*1 国民生活審議会消費者政策部会消費者団体訴訟制度検討委員会「消費者団体訴訟制度の在り方について」(2005年6月23日)を参照

当な行為を止めるよう自主的に申入れを行う活動自体は以前から存在していました。しかしながら、このような活動には法的な裏付けがなかったことから、事業者から誠実な対応が得られないということがあったようです。

そこで、そのような消費者団体の活動を後押しすべく、一定の消費者団体に、不当な勧誘行為や契約条項の使用の差止請求権を付与するべきとされました。行政による取引規制を行うのではなく、市場メカニズムを活用できるという点もポイントとなりました。これにより、消費者団体の活動に法的裏付けを付与し、裁判外ないし裁判手続を通じた差止めを求めることができるようにするという方針が決まりました。

もっとも、あらゆる団体に無条件で差止請求権を付与してしまえば、差止請求権が適切に行使されず、事業者の正当な事業活動が阻害されるリスクもあります。そこで、消費者全体の利益を擁護することができる適格（法人格、活動実績、組織体制、専門性、財政基盤等）を有する消費者団体に限り差止請求権を認めることとしました。このような適格性については、内閣総理大臣が認定することとされており、こうして認定を受けた消費者団体が、先ほどから登場している「適格消費者団体」です。

3 差止請求制度の拡大

(1) 差止請求制度の構想②

その後、同制度の活用場面は、消費者契約法以外にも拡大されています。すなわち、2008年4月には、景品表示法および特定商取引法の改正により、適格消費者団体は、これらの法規定に違反する行為の差止めを求めることができるようになりました。具体的に言えば、景品表示法においては、優良誤認表示や有利誤認表示に対する差止請求権が認められ（景品表示法34条。2009年4月施行）、特定商取引法においては、訪問販売や通信販売など特定の取引形態における不当な勧誘行為や不当な契約条項の使用に対する差

止請求権が認められました（特定商取引法58条の18～26。2009年12月施行。その後も若干の改正があります）。さらに、2013年6月には食品表示法の制定（2015年4月施行）により、対象範囲が拡大しています（ただし、食品表示法における差止事例は、まだないようです）。

制度の拡大によって、差止請求制度には新しい性格が付与されました。すなわち、元々の消費者契約法においては、取引社会における契約ルールの実現を、行政ではなく適格消費者団体に期待するという設計がされていましたが、景品表示法や特定商取引法においては、行政（消費者庁）による法執行に並んで、適格消費者団体にも法執行を行うという役割が付与されたのです。

(2) 立案過程における議論②

ここでも、景品表示法・特定商取引法改正時の議論を紹介しましょう*2。それら改正法の立案過程においては、景品表示法・特定商取引法違反が問題となる消費者紛争が大量に生起しているところ、行政による法執行では、消費者被害の未然防止ないし拡大防止には手が回らないという認識が示されています。そして、これを改善するための方策として、違反行為を実効的に監視する消費者団体による差止請求制度を創設し、行政による法執行を補完することが望ましい、という説明がされています。このようにして、適格消費者団体は行政機関と並んで自ら積極的に違反行為を探知し、差止請求をしていくことが期待されるに至りました。

制度の利用状況

1 適格消費者団体の数

差止請求制度が施行された2007年の末には、適格認定を受けた消費者団体は、4団体でした。その後、適格消費者団体の数は漸増し、2025年8月時点では26団体です（表1）。47都道府県の半数以上において適格消費者団体が活動するに至っており、各地域特有の消費者問題

*2 景品表示法については、団体訴訟制度に関する研究会「独占禁止法・景品表示法における団体訴訟制度の在り方について」（2007年7月12日）、特定商取引法については、産業構造審議会消費経済部会特定商取引小委員会「報告書」（2007年12月10日）をそれぞれ参照。なお、2008年の法改正当時は、景品表示法は公正取引委員会が所管し、特定商取引法は経済産業省が所管していた。その後、2009年9月の消費者庁発足に伴い同庁が所管するようになり、現在に至る

にも対応できる体制が整いつつあると言えます。

2 差止請求の累計件数

では、差止請求制度は、実際どのように利用されてきたでしょうか。適格消費者団体が差止請求をした場合は、内閣総理大臣に報告をします（消費者契約法23条4項1・2号）、消費者庁はその件数を把握しています。消費者庁によ

表1 全国の適格消費者団体一覧(2025年8月時点)

※2020～2024年度に公表された成果報告の数

	団体名 ^{*3}	適格認定年	※
1	消費者機構日本	2007	18
2	消費者支援機構関西	2007	2
3	全国消費生活相談員協会	2007	6
4	京都消費者契約ネットワーク	2007	5
5	消費者ネット広島	2008	1
6	ひょうご消費者ネット	2008	4
7	埼玉消費者被害をなくす会	2009	17
8	消費者支援ネット北海道	2010	8
9	消費者被害防止ネットワーク東海	2010	26
10	大分県消費者問題ネットワーク	2012	3
11	消費者支援機構福岡	2012	4
12	消費者支援ネットくまもと	2014	3
13	消費者ネットおかやま	2015	13
14	佐賀消費者フォーラム	2016	1
15	消費者市民ネットとうほく	2017	10
16	消費者支援ネットワークいしかわ	2017	12
17	消費者支援群馬ひまわりの会	2018	4
18	えひめ消費者ネット	2018	2
19	消費者支援かながわ	2018	6
20	消費者市民サポートちば	2019	4
21	とちぎ消費者リンク	2019	8
22	消費生活ネットワーク新潟	2021	2
23	消費者ネットワークかごしま	2022	
24	消費者市民ネットおきなわ	2023	
25	やまなし消費者支援ネット	2023	1
26	なら消費者ねっと	2024	

^{*3} いずれも、特定非営利活動法人(NPO法人)ないし公益社団法人であるが、紙幅の関係で表記を省略する

^{*4} 表の作成にあたっては、①消費者庁「消費者団体訴訟制度『差止請求事例集』」(平成26年度)、②同「消費者団体訴訟制度『差止請求事例集』」(平成30年度)、③同「消費者団体訴訟制度の現状と課題」(2021年4月22日)、④同「令和5年版消費者白書」を参照した

^{*5} 表の作成にあたっては、前掲注4の資料①～③を参照した。なお、一度の差止請求で、複数の根拠条文に基づいて請求を行う場合があるため、差止請求の累計件数とは一致しない

れば、制度の運用開始(2007年6月)以来、適格消費者団体が差止請求を行った累計件数は、次の表2のとおりとされます。

表2 適格消費者団体による差止請求の累計件数^{*4}

基準時点	累計件数(事業者別)
2013年7月	113件
2018年10月	526件
2021年3月	788件
2023年3月	966件

単純に年平均しますと、60件/年の差止請求がされていますが、制度の運用開始以来、最初の6年間(2013年7月まで)を除けば、おおむね80件/年程度で推移しているようです。

3 差止請求の根拠法令・根拠条文

続いて、適格消費者団体がいずれの法令を根拠に差止めを求めているかをまとめたものが、次の表3です。

表3 差止請求の根拠法令別件数^{*5}

	累計件数		
	消契法	景表法	特商法
2013年7月時点	264件	24件	13件
2018年10月時点	451件	89件	43件
2021年3月時点	1,280件	150件	63件

これを見ると、有意に多いのは、消費者契約法(消契法)に基づく差止請求です。その中でも、不当な契約条項(典型的には、消費者の利益を一方的に害する条項[10条]と解除に伴う損害賠償額の予定条項[9条])を対象とした差止請求が占める割合が高いです(2021年3月時点で1,280件中1,236件)。

これに対して、景品表示法(景表法)や特定商取引法(特商法)に基づく差止請求は、着実に件数は増えているものの、相対的には少ないです。特定商取引法に基づく差止請求がされる事案(不当な契約条項が対象とされるもの)では、同時に消費者契約法に基づく差止請求がされていることが多く、特定商取引法単独で差止請求が

されることは、あまりありません*6。

2022年度以降の状況について、公表されている資料からは確認できませんが、おおよその傾向は変わっていないと推測されます。

4 制度の定着度合い

冒頭に、差止請求制度の認知度はそれほど高くない旨を述べました。しかし、ここまで見てきた差止請求の累計件数から判断する限り、本制度がわが国の社会において着実に根付いてきていることが分かります。

また、この累計件数が、ある特定の適格消費者団体の活動の結果というわけではなく、(活動内容に差はあるでしょうが)各地域の団体の活動の積み重ねであるという点は見逃せません。

表1の※欄における、2020～2024年度の5年間に消費者庁のウェブサイト公表された成果報告の数(いわゆる「消費者契約法第39条第1項に基づく公表」を、筆者が整理したもの。訴えが提起された事案は終了したもののみ集計した)を見れば、2021年以前に適格認定を受けている適格消費者団体については、この間に最低1件以上の報告があることが分かります。

5 実際の改善状況

では、差止請求に対する実際の改善状況はどうでしょうか。本稿で紹介してきた数字を見る限りは、次のことが言えるでしょう。

まず、先ほど参照した成果報告の数は5年間合計で160件でした。この中には、裁判において請求が棄却された事案も若干数あるものの、そのほとんどにおいて事業者が申入れの趣旨に対応するなど何らかの改善があったことが報告されています*7。また、筆者の見る限り、公表される成果報告の数自体は、それ以前の年度に比べ

て増加傾向にあります*8。差止請求が奏功する事案が単純に増加しているか、あるいは、実際はそこまで変化がないということであっても、充実した情報公開が行われるようになっているという点で、積極的に評価できます。

他方、公表されている差止請求の件数と比べたときに、成果報告の数が少ないように見える点は気になります。具体的に言えば、表2において見たとおり、1年あたり80件の差止請求がされていることを前提に、2020～2024年度の5年間で400件の差止請求があったと仮定します。この間に適格消費者団体による差止請求が終了したことが報告・公表された事件は合計で160件ですから、その割合は、単純計算で全体の40%(160件/400件)になり、残りの60%(240件/400件)において、協議が継続しているか*9、協議は終結したものの何らかの事情でそれが公表されていないと推測することができます。仮に前者であれば、協議継続率がやや高く見える点が懸念されます。後者であれば、公表基準を明確化のうえ、可能な限り公表が促進されることが望ましいでしょう*10。

おわりに

本稿では、個々の事案の社会的影響について具体的な検討をすることはできませんでしたが、ここまで紹介してきた差止請求制度の運用を通じて、適正な取引慣行が広がっていき、ひいては我々の消費生活もより安心できるものになっていくと評価することができるでしょう。このような適格消費者団体の活動がますます拡大し、かつ持続可能なものとなるよう、一市民として応援したいと思っています。

*6 これらの法律の実現方法については、事業者の性格も考慮に入れたうえで、行政による法執行と併せて検討する必要がある。この点については、安永祐司「行政によるエンフォースメントと訴訟によるエンフォースメントの関係」ジュリスト1592号(2024年)93ページを参照

*7 こうした適格消費者団体による差止請求により防止されたと想定される被害額は、年間12億円程度であるとも試算されている(前掲注4の資料③を参照)

*8 現在の消費者庁のウェブサイトには今年度分と過去5カ年度分の成果報告しか掲載されていないので、それ以前の分については、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)が保存した過去の消費者庁のウェブサイトを通じて閲覧することになる

*9 協議がどの程度の期間続くかは、事案によって異なっている。数カ月程度で速やかに申入れの趣旨に沿った対応がされる事案(事業者としても、容易に対応できる事案)もあれば、1年から数年単位で協議が継続する事案もある

*10 最近の別の調査によれば、2007年の制度発足以来2022年末までの間に、消費者団体が行った差止請求を含む広い意味での申入れ件数が1,227件であり、うち326件で協議継続中(27%)、残る901件で協議終結(73%)とされ、698件(申入れ件数をベースとすると、全体の57%)で何らかの是正が達成された、とされている(町村泰貴「適格消費者団体の差止訴訟提起例」成城法学93号(2025年)2ページ)。この調査と比較する限りは、消費者庁における公表において、協議は終結したものの結果は未公表という事案が、それなりの数あると推測される